(本號十面)　(明治廿五年三月十一日遞信省認可)　明治二十八年一月十日　第四千百七十五號　(定價金二錢五厘)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿八年一月十一日　金曜日
舊暦甲午十二月十六日(戊午)
(西暦一千八百九十五年)
年始より十一日　年末まで三百五十四日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五十錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末一切休刊せず)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき皆に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

●本社へ寄稿に付　東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞すが故に各社同一の記事を揭ぐるのみと事から少からず時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も少からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

新領地を御するの方針如何(第二)

逸田樵主人稿

前來論述する所支那人は口に仁義を呼ばゝりて仁義を[illegible]

[illegible]

トーマス フランシス ウエード氏が此ほど英國雜誌コンテンポラリー レヴユー紙上に記載せしめし所の文中にも支那官吏の胯中は最も高尚なる教訓の條々を以て充ち滿ちたりと雖も而も尚ほ官金を私用し賄賂を收めて裁判の判決を左右するは孔子の時も今日も同一轍なりと云へり蓋し支那流の仁義論は例へば外面に官吏の清廉熱心を裝ふて其俸給を薄くしながら實際の必要よりして賄賂を貪り人民を苦しむるも恬として之を咎る者なし畢竟仁義の體裁に屈托して仁義の實を失ふものなれども斯る外面の虛飾を打破して官吏をして公然たる衣食を得せしむるが如き大英斷は所謂仁義の國に實行す可らざる所のものなり

右の如く徒に仁義五常の空論に屈托して實際に人間處世の道德を忘却し幾千年來の教化も更に其効を奏せざるのみか虛飾虛禮詐僞百端殆んど骨に徹して救ふ可らざる頑固人種の其一部分たる明末の血統を立てゝ仁義の實ある文明制度を採用せしめんなど左る考を抱ける人をして若しも其考の實施に着手せしめなば此人は必ず望洋の歎を免れざる可し例へば文明流義立國の要素たる形態實學の採用も支那人の斷じて爲し能はざる所なり或は大學の中に格物の二字あるを見付出して忽ち得色を催ほし果せる哉孔夫子は物理學を重んぜられたり支那人、器械學を知れりなど云へる說あれども亦是れ司馬遷の貨殖傳を以て理財學の嚆矢なりとする議論と一般、取るに足らざる迂說のみ天地之道、博也、厚也、高也、明也、悠也、久也と唱ふるが如き近代の實學は左る漠然たるものには非ざるなり又孔孟の道みそは合理的なりと云ふ者あれども元來、支那人は極めて迷深きが故にみそ孔子も怪力亂神を語らずなど力を盡して之を排斥したるなれ然るに憫む可し其孔夫子自らも隨分御幣を擔ぐ人にして鳳鳥不至、河不出圖、吾已矣夫と歎息し傷周道不興、感嘉瑞之無應、故因魯春秋、而作中興教、絕筆於獲麟之一句、所感而作、固所以爲終也と云へり又支那人は音樂を貴びて音樂を解せざるものはなし禮樂を以て國を治めんとまでに熱心なる其國民は歐米人より聾の人種なりと評されたり(此意味は支那の芝居に行きて銅鑼太鼓の亂調子を聞きたらん者は容易に解し得可し)勿論、禮云禮云、玉帛云乎哉、樂云樂云、鐘鼓云乎哉との云譯はあれども此云譯あるを試みに卻て聞鳴ひの本にして宮商角徵羽の五音は智仁勇の三德を[illegible]天地人の三才[illegible]樂を作し[illegible]吉凶を卜するに至れり中庸に云く至誠之道、可以前知、國家將興、必有禎祥、國家將亡、必有妖孽、見乎蓍龜、動乎四體、禍福將至、善必先知之、不善必先知之、故至誠如神[illegible]

[illegible]事實を構成せんとするも豈その目的を達し得可けんや陰陽五行の空理を談じ易を信ずる等、孔子も亦純然たる個の支那人たるを免れず支那全社會の迷信、人心に入るの深きを知るに足る可し殊に甚だしきは老子が唱へ出せし玄妙幽遠なる道教哲學も支那人の爲めに見事、拙劣なる多神教と化せられたるの一事なり英國オックスフォード大學校の支那語學及文學博士ジェームス レッグ氏が「支那宗教論」の中にも如何なる多神教と雖も之(道教を云ふ)より明瞭、爭ふ可らざるはなく之より怪狀なるはなく之ほど詩想又は美相の痕跡だも留めざるものはなし(中略)此教法の本質を成す所の迷信は支那固有の國產物にして大古より存在して成長し來りしものなり(中略)孔子が支那に現はれし時には既に已に數多の奇怪にして拙劣なる迷信の二千年來成長し來りてありしや疑ふ可くも非ずと云へり蓋し支那人の手に任せなば如何なる明教も如何なる學理も結局、有名無實の空文と成り果つるの常なり支那人が能く近代の形態實學を容易に解し得て之を應用せんあと思ひも寄らず自から是れ支那人種に固着したる性質なりと知る可し

官報

○告示

○內務省告示第二號
[illegible]町[illegible]社ヲ官幣大社ニ列セラル
[illegible]郡太宰府村[illegible]社ヲ官幣中社ニ列セラル
明治二十八年一月十日　內務大臣　子爵野村靖

○東京市告示第一號
本市會ノ議決ヲ經テ東京市水道改良事業ノ爲メ常設委員ヲ置キ其規程左ノ通之ヲ定ム
明治二十八年一月十日　東京市參事會　東京府知事　三浦安

第一條　東京市水道改良事業ノ爲メ常設委員ヲ置キ左ノ人員ヲ以テ組織ス
市參事會員　一名
市會議員　四名
第二條　委員長ハ委員會ノ整理ヲ掌ルモノトス
第三條　委員ハ水道改良ニ關スル一切ノ事務ヲ處辨スルモノトス
第四條　委員ノ任期ハ一箇年トス但シ再撰セラルヽコトヲ得

雜報

○征淸再從軍記　第三報

(十二月卅一日金州發)　第二軍司令部付特派員　堀井卯之助

一民家に舍營す　今朝再び管理部に出頭し余等三人の爲めに別に一舍營を與へられんことを請ひ更に大山大將を訪問して其健康を祝し伊知地參謀副長以下の將校幷に荒川知事等に面會し歸途野澤管理部次長の通譯官を伴ひ余等の舍營を某民家に撰定せらるゝに達ふ行て之を見るに我同業者の現在舍營を距る六七間の處にして夫婦小供都合五人暮しの家なり主人は温順にして能く次長の意を領し余等の爲めに一室を分つ相變らず支那流の臭氣[illegible]れども室內稍々清潔なれば余等は愈々明朝の新年を此家に迎ふるみとゝはなれり

金州の大繁昌　大連灣の光景一變したると共に金州の模樣も亦大に前日と異れり[illegible]の事情は[illegible]するを以て今其大要を記さんに最初我軍の此地を占領したる當時は居民僅に一千人に過ぎざりしも今は追々歸順するのみならず附近の村落より[illegible]ありて[illegible]既に六千に達したりと云ふ[illegible]等の食用品は云ふに及ばず材木、木炭なども場を開き其繁昌大方ならず現に生活全く前日と面目を異にし行名然たる事向と云ふも不可なし

行政廳の組織完全す　占領の當初屬官も小使も殆ど一[illegible]荒川巳次氏は今や屬僚數名を從せしめん爲め憲兵大尉一名を己[illegible]警察行政の三事今や全く完備す[illegible]に分ち本日を以て市民中より一[illegible]に委員長を互撰し此四名の名望[illegible]民を管督せしめ衛生に道路に商[illegible]る事となせり今後更に面目を一[illegible]

荷車の雇入　軍隊の運動上何は幾多の人夫を[illegible]軍司令官は荒川知事に支那人夫[illegible]たりされど戰後の殘民何は少な[illegible]より一人宛徵發するも容易に甚[illegible]は管下に令し荷車及び牛馬を所[illegible]軍隊の雇入に應ぜしめんとした[illegible]造大にして牛馬四五頭をして之[illegible]は確に人夫四十人に相當するを[illegible]輛內外の車を徵發し若し行進[illegible]一輛に付き三圓を給し平素事な[illegible]事を約し既に本日に至るまでに[illegible]るよし我軍隊の之に依りて得る[illegible]らざるべし

○露國先帝崩御幷新帝即位

露國先帝崩御幷に新帝即位に關し彼得堡駐剳[illegible]年十一月九日附を以て左の如[illegible]し

先帝アレキサンドル第三世陛下[illegible]腎臟病に罹られ御療養のため最[illegible]方クリミヤ半島のリワヂヤ離宮[illegible]病勢漸次加重の傾向あるに由[illegible]一層暖和なる土地に就き御加養[illegible]へ行幸の事に決し御發輦の準[illegible]に去月十二三日頃より御病勢[illegible]られ足部膨脹の徵候現れ遂に[illegible]爲りリワヂヤ宮殿に於て引續[illegible]快に赴かれしも同月二十八九日[illegible]し吐血を來し遂に本月一日に至[illegible]へ呼吸愈迫し御病狀頗る危篤[illegible]當地に達し最早快復の望なし[illegible]し居りしに皇帝陛下は遂に同[illegible]成りたりとの確報を得たるは[illegible]報告し置きたり然るに同日夜[illegible]

坊はモー大人だよ